

# 社会福祉法人春光福祉会に対する 品川区助成金交付要綱

平成11年3月30日区長決定

要綱第54号

平成16年5月10日一部改正

要綱第79号

平成20年1月15日一部改正

要綱第2号

平成21年3月31日一部改正

要綱第217号

平成27年3月31日一部改正

要綱第300号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人春光福祉会(以下「春光福祉会」という。)が実施する高齢者福祉施設整備事業等に要する経費の助成について必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成金の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者福祉施設建設事業
- (2) 独立行政法人福祉医療機構からの借入金償還事業
- (3) 法人運営事業

(助成の金額)

第3条 助成金の交付額は、別表に定めるとおりとする。

(助成金の交付申請)

第4条 春光福祉会は、この要綱により助成金の交付を受けようとするときは、事業計画が確定した後に、助成金交付申請書(第1号様式)を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請を受理したときは、これを審査し、交付するものと決定したときは助成金交付決定通知書(第2号様式)を春光福祉会に送付するものとする。

(助成金請求書の提出)

第6条 春光福祉会は、交付決定を受けた助成金について請求書(第3号様式)に関係

書類を添付して区長に提出しなければならない。

(助成金の交付時期)

第7条 助成金の交付時期は、交付決定を受けた年度において区長が定めるときとする。ただし、助成事業の遂行上必要があると認めるときはこの限りではない。

(事情変更による決定の取消等)

第8条 区長は、この助成金の交付決定後の事情変更により、必要があると認めるときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。

(承認事項)

第9条 春光福祉会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 助成事業を中止し、または廃止しようとするとき。

(事故報告)

第10条 春光福祉会は、助成事業が予定期間内に完了しない場合または遂行が困難となった場合は、その理由および遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 春光福祉会は、助成事業の進捗状況について、随時区長に報告しなければならない。

(助成事業の遂行命令)

第12条 区長は、助成事業がその決定内容または助成の条件に従って遂行されていないと認めるときは、春光福祉会に対しこれらに従って遂行するよう命ずることができる。

- 2 区長は、春光福祉会が前項の命令に違反したときは、当該助成事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第13条 春光福祉会は、助成事業が完了したとき、助成事業が予定の期間内に完了しないまま助成金の交付決定に係る会計年度が終了したとき、または助成事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに助成金事業実績報告書(第4号様式)を区長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第14条 区長は、前条の実績報告書の審査および必要に応じて行う現地調査等により助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは助成金の額を確定し通知する。

(是正のための措置)

第15条 前条の調査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命じることができる。

2 第13条の実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(決定の取消し)

第16条 区長は、春光福祉会が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(助成金の返還)

第17条 春光福祉会は、第8条または前条の規定により助成金の交付決定を取り消された場合において当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金の交付を受けているときは、区長の指示するところによりその金額を返還しなければならない。

2 前項の規定は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる助成金が交付されているときも適用する。

(違約加算金)

第18条 春光福祉会は、第16条の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取り消され、その返還を命ぜられた場合においては助成金の交付を受けた日から納付の日までの日数に応じ当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額。)につき、年10.95%の割合で計算した違約金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(延滞金)

第19条 春光福祉会は、第8条の事由により助成金の返還を命ぜられた場合におい

て、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じてその未納付額につき、年14.6%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(他の助成金等の一時停止等)

第20条 区長は、春光福祉会が助成金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該助成金、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、他の助成事業について交付すべき助成金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該助成金等と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第21条 春光福祉会は、助成金により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物については、「補助事業により取得した財産の処分制限期間」(昭和41年7月15日厚生省告示第350号)に定める期間を経過するまで区長の承認を受けず、この助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

(財産の管理義務)

第22条 春光福祉会は、この助成金により取得し、または効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産処分に伴う収入の納付)

第23条 区長は、春光福祉会が区長の承認を受け財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を区に納付させることができる。

(関係書類の整理保管)

第24条 春光福祉会は、この助成金の収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

(委任)

第25条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成11年3月30日から適用する。

1 この要綱は、平成12年4月1日から改正する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

別表

助成対象事業および助成対象経費

区分	助成基準額	控除対象金額	助成金額
高齢者施設建設福祉事業	下記の経費のうち区長が施設の設置に必要と認める金額 (1) 建設工事費 (2) 設計監理費	法人の収入金額となるべき 下記の金額の合計額 (1) 国庫補助金 (2) 東京都補助金 (3) 独立行政法人福祉医療機構借入金 (4) 寄附金その他の収入金額	助成基準額から控除対象金額を差し引いて得た額の範囲で区長が定める額
独立行政法人福祉医療機構からの借入金償還事業	独立行政法人福祉医療機構の元金償還金額	1 法人が負担する元金償還金額 2 法人の収入金額となるべき寄附金その他の収入金額	上記に同じ
法人運営業	下記の経費で区長が法人の運営に必要と認める金額 (1) 運営経費		区長が定める額

(第1号様式)

年 月 日

品川区長様

住所  
社会福祉法人 春光福祉会  
理事長

年度 社会福祉法人春光福祉会  
品川区助成金交付申請書

社会福祉法人春光福祉会に対する品川区助成金交付要綱に基づき、助成金を交付されたく関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 助成金交付申請額 円

内 訳	高齢者福祉施設建設事業	施設建設費	円
	独立行政法人福祉医療機構からの借入金償還事業	独立行政法人福祉医療機構の元金償還金額	円
	法人運営事業	運営経費	円

2. 添付書類 (1) 年度助成金事業計画書  
(2) 年度助成金収支予算書

(第2号様式)

年 月 日

社会福祉法人 春光福祉会  
理事長

品川区長

年度 社会福祉法人春光福祉会  
品川区助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記について、審査の結果下記のとおり品川区助成金の交付を決定したので通知いたします。

記

1. 交付決定額 円

内 訳	高齢者福祉施設建設事業	施設建設費	円
	独立行政法人福祉医療機構からの借入金償還事業	独立行政法人福祉医療機構の元金償還金額	円
	法人運営事業	運営経費	円

2. 助成金交付時期 年 月 日

3. 助成条件

- (1) この助成金の取扱いについては、「社会福祉法人春光福祉会に対する品川区助成金交付要綱」(以下「要綱」という。)により行うこと。
- (2) この助成金は、要綱第2条(助成対象事業)に掲げる助成金の対象となる事業の円滑な運営を行うための資金(元金)とすること。

4. 申請の撤回

この決定の交付の内容またはこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後7日以内に申請の撤回ができる。

(第3号様式)

年 月 日

品川区長様

住所  
社会福祉法人 春光福祉会  
理事長

年度 社会福祉法人春光福祉会に対する  
助成金交付請求書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった 年度社会福祉  
法人春光福祉会に対する助成金として、下記の金額を請求いたします。

記

金 円

内 訳	高齢者福祉施設建設事業	施設建設費	円
	独立行政法人福祉医療機構からの借入金償還事業	独立行政法人福祉医療機構の元金償還金額	円
	法人運営事業	運営経費	円

(第4号様式)

年 月 日

品川区長様

住所  
社会福祉法人 春光福祉会  
理事長

年度 社会福祉法人春光福祉会  
品川区助成金事業実績報告書

社会福祉法人春光福祉会に対する品川区助成金交付要綱に基づき、交付を受けた事業が終了したので、関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 年度助成金報告書
2. 年度助成金決算書